

第93回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：平成26年3月11日(火) 14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 総務省第3特別会議室

3 出席者

座長 大森 彌

秋山 收

加藤 陸美

小早川 光郎

関口 一郎

松尾 邦弘

(総務省) 大臣官房審議官 岩田 一彦

行政相談課長 田名邊 賢治

行政相談業務室長 花田 聡

4 議題

(1) 事案

① 児童扶養手当に係る申請を行う際の、扶養親族等の人数の認定(新規)

② 雇用保険申請により支給停止となった厚生年金の支給 (継続)

③ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一
(継続)

④ 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の見直し(継続)

⑤ 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し(継続)

(2) 報告

① 留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善
(あっせん)

② 職業訓練受講給付金の支給審査に当たって収入に交通費を含めている取扱い
の見直し (あっせん)

③ 災害共済給付金の支給対象の明確化 (回答)

④ 国立大学授業料の納付方法の拡大 (回答)

⑤ 「地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進」その後の検討状況

⑥ 「遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し」その後の検討状況

5 議事概要

(1) 事案

① 児童扶養手当に係る申請を行う際の、扶養親族等の人数の認定

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山委員)

申請時点の扶養親族数を用いた方が合理的であるとは思いますが、(申請時点の)人数を把握するために要するコストなどが知りたい。いずれにせよ、法改正が必要になってくる話ではないのか。

(小早川委員)

基本的には離婚などを端緒に児童扶養手当を請求するのに、離婚前の扶養親族数を用いて支給額を算定することは、制度の論理としてはおかしいと思う。

(関口委員)

厚労省の意見の中で、支給について有利・不利の場合がありうると言っているが、扶養親族数が少なくなれば支給額が減るのは当然だと思う。

(加藤委員)

生活保護とは制度の目的が異なり、児童扶養手当はあくまで「若干の手助けをする制度」なので、どこまで厳密にやる必要があるか。ただ、厚労省の意見にある「制度の一貫性が保てない」というのは、あまり理由にならない印象を受ける。

(大森座長)

児童扶養手当は今後も受給者が増えて同様のケースが生じる可能性もあるが、今回の相談者が求めているような取扱いに変更した時に、具体的に事務量がどの程度増加するのか気になる。

また、法令改正の可否とともにテクニカルに解決できる方法があるかどうか、その辺りも含めて先方と話してみてもらい、その中で何か新しい情報が出れば、次回の会議で報告してほしい。

② 雇用保険申請により支給停止となった厚生年金の支給

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた

i) 高年齢雇用継続基本給付金関係

(秋山委員)

公共職業安定所での作業が増えることになるかもしれないが、これ以上、高年齢継続給付を受けないと申し出た人のみ、公共職業安定所から支給結果を連

絡することにすれば、公共職業安定所で対応できるのではないか。

(大森座長)

高年齢継続給付に伴う年金の一部支給停止の事例については、これ以上給付金を受けないという申出があれば、年金の支給停止を解除すべきとして、事務局はあっせんの方向で検討してもらいたい。

ii) 失業給付関係

(秋山委員)

失業給付の受給可能期間中に、翻意して求職活動を再開することにより失業給付が再度支給されることを考えると、現行制度は一定の合理性があると考えられる。

(小早川委員)

これ以上、失業給付を受けることがないということをどのようにして確認できるかが課題だと思う。

(松尾委員)

再度求職活動を始める可能性があるので、直ちに支給解除することは困難であることは理解できるが、やむを得ない理由を除き、これ以上、失業給付を受けないとの意思を明確に確認できている間は、失業給付の支給再開を認めないという運用をすれば、年金を支給停止することはできるのではないか。法律改正は困難であるとしても、本件については、例外的に個別救済することを検討する余地はあるのではないか。

(事務方)

厚生労働省は、個別救済をするためにも法改正が必要であり、その場合にも失業給付の受給者と給付制限期間中の者との公平性を欠くことになるため、見直しを検討することは困難であるとしている。

(大森座長)

本件については、個別救済を含め法改正を求めることとなるので直ちに改善を求めることは困難であることが確認できた。本件については、現行制度の運用は妥当であり、直ちに改善を求めることは困難であるという結論に至ったと考える。

③ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票日の統一

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(秋山委員)

総選挙と国民審査の期日前投票日を統一するという内容の議員立法が提出

されたときに、議院法制局は、行政関係各部局と調整をしていると思う。

(大森座長)

総選挙と国民審査の期日前投票日が異なることによる国民負担の軽減を図る必要があるのではないか。

(事務方)

最高裁判所裁判官国民審査法の改正は、従来から公職選挙法と一体として扱われてきた。また、選挙関係の法律は、行政だけではなく政治との調整部分もある。

(秋山委員)

これまでの経緯にも留意しておくということは賛成である。いずれにしても、法律改正を求めるかどうかという話であり、国政選挙関連の制度でもあるので、一定の配慮をすることが必要である。

(大森座長)

最高裁判所事務局には私たちが本件について議論していることはまだ伝わっていないようであるが、司法のテリトリーともかかかわっているので、どこかの時点で、伝えたほうが良いと思う。

(秋山委員)

仮に法改正を行った場合の署名大臣は、多分、法務大臣が入るであろう。法務省と意見や情報交換するほうが、行政としては良いやり方だと思う。

(大森座長)

この件については、本日の議論を、事務方において、整理して、次回に報告して下さい。

その後のことは、いろいろ御判断があらうかと思う。

④ 保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の見直し

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(大森座長)

一律にどの事例もフェンスを設けているのならばわかるが、設けていないところも見受けられる。医薬分業がきちんとなされていることを、何によって確保できているのかということである。

(秋山委員)

(同一階に診療所と薬局があり、フェンスを設けることなく通路でつながっているような) 医療モールの事例は認められるのか。

(事務方)

厚生労働省は、療養担当規則の実施上の留意事項(課長通知)により、形態

は好ましくはないが、通路について患者を含む一般人が行き来できる構造になっている旨を十分に確認できる場合には認められることになっているとしている。

(大森座長)

構造上の独立性については、話が一貫できてない。

(加藤委員)

医薬分業を推進し始めた頃ならばともかく、医療機関内で調剤することは少なくなり、薬局で受け取ることが当たり前の時勢となった。フェンスを付けるかどうかは、実質的に意味を失っていると言えるのではないのか。

(大森座長)

処方せんがあればどこの薬局でも薬を受け取ることができるのは知られている。すぐに行ける薬局で受け取るかどうかは患者が決めることであり、行政には関係がない。患者にとって便利な方がよい。

(秋山委員)

医療モールの事例が認められるなら、フェンスを付けよという指導は破綻していると言える。

(小早川委員)

車椅子の利用者には、不便をかけているだけの規制だ。

(秋山委員)

建物の外にフェンスを付けよという指導は改めさせた方がよい。

(事務方)

保険薬局指定拒否処分の取消を求めた訴訟の判決では、経営上の独立性が十分に確保されている場合には、構造上の独立性に関する規定は緩やかに解するのが相当であるとしている。

一方、厚生労働省は、判決は一体的な構造の考え方を変更するよう求めたものではないため、変更する予定はないとしている。

(加藤委員)

厚生労働省は、昔言ったことにこだわっている感じがする。もう見直してもいいのではないか。

(大森座長)

本件については、経営上の独立性が十分に確保されている場合には、構造上の独立性に関する規定は緩やかに解すべきではないかという結論を出すこととする。

⑤ 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し

事務方から付議資料に基づいた説明が行われた。

(松尾委員)

法律に明記されているような助成を求めることは防衛施設周辺住民の当然の要求である。

24年度において、1万5,000世帯の工事の要求があるのに、予算の制約があるから助成は無理というのは、国の姿勢として問題が多いと思う。

予算が無いから仕方がないというのは収まりが悪い。何か具体的な手当はないのか。工事の申請があれば、対応すべきではないのか。

(事務方)

防衛省は予算の問題としており、予算や人員の増加を求められても実現は難しい。

(大森座長)

工事の実施まで待てずに個人でエアコンを修理した場合、国からの助成は行われぬのか。

(事務方)

個人で修理した場合には助成は行われぬ。

(松尾委員)

国民への補償の性格を有する事業については、財務省が予算を付けてもっとしっかり対応すべき。国への不信感が募ると思う。

(大森座長)

年間の工事の希望件数は増減があると思われるため、予算での対応は難しく、例えば、基金創設などの対応でなければ問題は解決しないと思う。

(関口委員)

近年では、窓を閉め切る必要性の有無にかかわらずエアコンを設置する家庭が一般化している。

防衛施設周辺の工事は、滑走の路延長線上の世帯も関わってくる問題である。

区域により、国からの助成でエアコンの修理ができる世帯とそうでない世帯があることは、住民の間でも不公平感が生まれることがあるということも考える必要がある。

(秋山委員)

エアコンの調達合理化等に関する調査ということになったら、個別救済を目的とする行政相談にとどまらず、行政評価局調査といった方法も考えられるのではないかと。

(大森座長)

行政相談の事実確認の一環として、実際に現地を調査してみてもどうか。本件は長引かせない方がいいと思う。実務の現場がどうなっているのかをみて、次の会議で報告して頂き、結論を出すこととしたい。

(2) 報告

事務方から、以下について概要を報告した。

- ① 留置施設の被留置者を刑事施設へ移送する場合の処方薬の取扱いの改善（あっせん）
- ② 職業訓練受講給付金の支給審査に当たって収入に交通費を含めている取扱いの見直し（あっせん）
- ③ 災害共済給付金の支給対象の明確化（回答）
- ④ 国立大学授業料の納付方法の拡大（回答）
- ⑤ 「地縁団体名義への所有権移転登記手続の改善促進」その後の検討状況
- ⑥ 「遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し」その後の検討状況

(3) その他

事務方から、今回の会議の議事概要から、より簡潔なものに整理することについて、提案し、出席メンバー全員の賛成で了承された。

以 上